

Q：Publication policy とは何ですか？

A：成果の公表に関する取り決めのことです。

- Publication policy 制定の背景

従来の多機関共同研究では、研究に参加し多数症例の登録を行っても、症例を登録していないその領域のボスや、教授が独占して学会報告、論文を行っていました。これらは参加者の症例登録の意欲を低下させる一つの要因となります。

- 多機関共同研究では Publication policy を予め制定し、周知させることが大事です。

- JACCRO Publication policy

- 原則として

- ◇ 症例登録第1位の施設：論文の筆頭著者（Corresponding author は研究を良く理解している研究代表者・研究発案者）
- ◇ 症例登録第2位の施設：最初の国際学会の筆頭演者
- ◇ 症例登録第3位の施設：最初の国内学会の筆頭演者
- ◇ 症例登録第4位の施設以降：論文の共著者、学会の共同演者に順次割り振って行く。

- 例外として

- ◇ 研究内容によっては予め企画推進委員会で論文筆頭著者、国際学会の筆頭演者を決めておくことも出来る。但し、研究開始前に参加者に公表する。
- ◇ 国際学会の筆頭演者については発表能力などを考慮し、企画推進委員会と該当参加者と相談し変更することもある。